

平成 24 年 7 月 17 日

科学技術人材育成費補助金 Q & A

「テニュアトラック普及・定着事業」

(個人選抜型)

平成 24 年 7 月

文部科学省

科学技術・学術政策局

基盤政策課

【V. テニユアトラック普及・定着事業（個人選抜型）】

< 1. 申請関係 >

Q 1 どのようなテニユアトラック教員が平成 24 年度の個人選抜型の推薦対象となるのか。

A 1 以下の点を満たしたテニユアトラック教員に限ります。

- ① 機関選抜型の支援対象者であること
- ② 機関の長の推薦があること
- ③ 平成 23 年度の個人選抜型の公募期間以降（平成 23 年 10 月 12 日）に採用されている又は採用予定であること
- ④ 個人選抜型の推薦時にテニユアトラック教員が特定されていること
（個人選抜型は、特に優秀な若手研究者を選抜し支援することを目的としており、テニユアトラック教員個人の研究業績等を審査するため。）
- ⑤ 今回の募集は平成 24 年度に実施する事業であることから、選抜された年度内（平成 24 年度内）に研究開始が可能であること

※機関の自主経費で支援しているテニユアトラック教員は推薦できません。

※旧科学技術振興調整費「若手研究者の自立的研究環境整備促進」に採択され、人件費又は研究費を補助されているテニユアトラック教員の推薦はできません。

※平成 23 年度の個人選抜型に推薦されたことのあるテニユアトラック教員（合否問わず）は推薦できません。

Q 2 平成 24 年度に採用することが決まっているテニユアトラック教員は特定されているが、着任時期が未定の場合、当該テニユアトラック教員の推薦は可能か。

A 2 個人選抜型の推薦対象については、上記 Q 1 の回答にあるとおり「⑤今回の公募は平成 24 年度に実施する事業であることから、選抜された年度内（平成 24 年度内）に研究開始が可能であること」が要件です。

Q 3 機関の長が推薦するテニユアトラック教員に推薦人数の上限はあるか。

A 3 推薦要件を満たしているテニユアトラック教員であれば、推薦人数に上限はありません。

Q 4 機関選抜型の支援を受けていないテニユアトラック教員（自主経費による支援や旧科学技術振興調整費「若手研究者の自立的研究環境整備促進」による支援）が、優れた研究実績をあげた場合に、個人選抜型の推薦対象とすることは可能か。

A 4 対象とはなりません。

Q 5 過去に個人選抜型に推薦されたが選抜されなかった（現在、支援を受けていない）テニユアトラック教員が、任期途中で優れた研究実績を挙げたことにより、個人選抜型の推薦対象とすることは可能か。

A 5 個人選抜型は、大学等の研究機関が、優秀な若手研究者をテニユアトラック教員と

して採用し、更に優れた研究成果を生み出す将来の研究リーダーとして育成することを促進するものです。採用段階から優秀なテニュアトラック教員として育成・確保することを目的としているため、テニュアトラック教員として採用された後の研究実績をもって、個人選抜型の推薦の対象とすることは考えておりません。

Q 6 産前産後休暇や育児休業により、平成 24 年度の個人選抜型に推薦できない場合は、平成 25 年度の個人選抜型に推薦することは可能か。

A 6 産前産後休暇や育児休業により、平成 24 年度の個人選抜型に推薦できない場合は、平成 25 年度以降の個人選抜型の推薦対象とします。但し、その場合であっても、本事業は「若手研究者」に対する支援であることから 40 歳未満（医学系分野については 43 歳未満）とします。

< 2. 審査関係 >

Q 7 個人選抜型の推薦書類の様式を英語で記載することは可能か。また、面接審査を英語で行うことは可能か。

A 7 テニュアトラック教員個人が記載する「様式 4 研究概要等」、「様式 5 研究業績」については、英語で記載しても構いません。また、面接審査も希望があれば英語で実施しますので、面接審査の対象となった場合には、事前に独立行政法人科学技術振興機構に申し出てください。

< 3. 補助金関係 >

Q 8 個人選抜型で選抜されたテニュアトラック教員に対し、補助金として交付される研究費（1,500 万円）は、機関内で差をつけることは可能か。

A 8 個人選抜型で選抜されたテニュアトラック教員に対し、補助金として交付される研究費は、一括して機関が管理する研究費であり、当該テニュアトラック教員の間で差をつけることは可能です。ただし、特に優秀なテニュアトラック教員に対し、補助金として交付される研究費等を上乘せして支援するという個人選抜型の趣旨から、テニュアトラック教員の研究分野等に応じた適切な金額となるよう、積算してください。

Q 9 個人選抜型に選抜されたテニュアトラック教員と、そうではないテニュアトラック教員との間で、研究費の流用は可能か。

A 9 個人選抜型に選抜されたテニュアトラック教員には、個人選抜に係る研究費と機関選抜に係る研究費が交付されますので、当該テニュアトラック教員が両研究費を一体として使用することは可能です。

ただし、機関選抜型に係る研究費のみを交付されているテニュアトラック教員の研究費に、個人選抜にかかる研究費を流用することは、個人選抜型の研究費を交付している趣旨に合致しないため認められません。

Q10 個人選抜型の研究費及び人件費としての1,500万円は、5年間交付されるのか。

A10 テニユアトラック教員の任期中（最長5年間）交付するものです。したがって、任期の途中でテニユアポストに移行した場合には、交付されません。

Q11 個人選抜型に選抜された年度におけるテニユアトラック教員の人件費は、いつから積算が可能か。

A11 個人選抜型に選抜された年度においては、機関選抜型の選定の日から積算が可能です。